墨 田 区 告 示 第５２１号

別紙の者に係る国民健康保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和８年１１月２０日

墨田区長　山　本　　亨

【担当】

墨田区　区民部　国保年金課

電話　０３－５６０８－６１２１

項番	管理番号	氏名
1	1－5－8－11	栗原　庸子